

基準 1 1 (農林漁業用の研究施設)

研究対象が市街化調整区域に存在すること等の理由により市街化調整区域に建築しようとする研究施設で、次のすべての要件に該当するもの。

(1) 研究対象について、次のいずれかに該当するものであること。

ア 研究対象が、当該建築物を建築しようとする土地（以下「予定地」という。）が存する姫路市内及び隣接市町内の当該市街化調整区域に存在し、かつ、予定地において研究する必要性があるもの

イ 研究対象が、自然的又は環境上特別の条件を必要とするもので、予定地が当該特別の要件を満たすもの

(2) 環境保全について十分配慮された計画であるとともに周辺の土地利用に支障をきたさないものであること。

平成12年 4月27日	平成12年度第1回開発審査会承認済
基準適用年月日	平成12年 4月 1日

ア 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

① 理由書

② (1) アに該当する場合は、研究対象の所在地を示す図書

③ (1) イに該当する場合は、自然的又は環境上特別の条件が必要であることを示す文献等